

郡山市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月8日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第54号

郡山市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市商工業振興条例施行規則（昭和63年郡山市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （操業補助金に係る補助額の特例） 2 平成28年11月9日から令和10年3月31日までの間において、工場等の新設、増設又は移転をする商工業者で特定業種を営むものが申請する場合は、別表第2企業立地促進事業（取得型）の部操業補助金（取得型）の款補助額の欄中「25%」とあるのは「30%」とする。 （郡山西部第一工業団地第2期工区への立地商工業者に対する特例） 6 郡山西部第一工業団地第2期工区へ立地するものにおいては、別表第2企業立地促進事業（取得型）の部操業補助金（取得型）の款申請期間の欄中「新設し、増設し、又は移転した日から1年間」とあるのは「新設し、若しくは増設し、若しくは移転した日又は郡山市から補助対象者へ所有権が移転した日のいずれか遅い日から起算日して1年間」とする。 7 郡山西部第一工業団地第2期工区へ立地するものにおいては、別表第2企業立地促進事業（取得型）の部企業立地補助金（取得型）の款補助額の欄中「ただし、各年度2,000万円を限度とする。」とあるのは「ただし、初年度において対象の土地が課税されていない場合については、土地の課税開始年度を起算年度とし、各年度2,000万円を限度とする。」とする。 別表第2（第2条関係） （略） 備考	附 則 （操業補助金に係る補助額の特例） 2 平成28年11月9日から令和7年3月31日までの間において、工場等の新設、増設又は移転をする商工業者で特定業種を営むものが申請する場合は、別表第2企業立地促進事業（取得型）の部操業補助金（取得型）の款補助額の欄中「25%」とあるのは「30%」とする。 別表第2（第2条関係） （略） 備考

1～5　（略） 6　特定業種とは、次に掲げるものとする。 （1）～（4）　（略） （5） <u>水素エネルギー技術（燃料電池、電解装置及び燃料電池自動車をいう。）に関連する業種</u> 7～15　（略）	1～5　（略） 6　特定業種とは、次に掲げるものとする。 （1）～（4）　（略） （5） <u>次世代自動車（電気自動車及び燃料電池自動車をいう。）に関連する業種</u> 7～15　（略）
---	--

附　則

この規則は、公布の日から施行する。